

東洋ゴム工業(株)に求める今後の対応等について

1. 東洋ゴム工業(株)が認定を受けた免震材料の取扱いについて

東洋ゴム工業(株)が認定を受けた免震材料の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 高減衰ゴム系積層ゴム支承 G0.39(3月13日に公表された55棟に使用されている免震材料)
 - ① 全ての免震材料を交換する。
 - ② 大臣認定は取消しを行う。(3件は取消し済み、2件は早急に取消しを行う。)
- (2) (1)以外の免震材料(4月21日に公表された99棟に使用されている免震材料)
 - ① 大臣認定基準に適合しない免震材料は全て交換する。
 - ② 交換改修用を除き、現在受けている大臣認定に基づく免震材料の今後の製造は認めない。具体的には、次のとおりとする。
 - (i) 次の内容を含む計画を東洋ゴム工業(株)が策定し、それを遵守することを条件に、交換改修用の免震材料に限り、製造を認める。
 - ・当該製品が大臣認定を受けた認定項目全ての性能を有することを、第三者の検証により改めて確認すること。
 - ・そのうえで、新たに出荷する際には、全製品について基本特性(等価剛性等)を第三者による立会検査により確認すること。
 - (ii) 交換改修が終了した時点で建築物に用いられている適正な免震材料を除き、大臣認定の取消しを行う。

2. 交換改修について

- (1) 東洋ゴム工業(株)に対し、既に指示している次の事項を踏まえ確実に交換改修を行うよう求める。
 - ① 必要な免震材料の交換改修その他必要な対策については、会社が全責任を持って速やかに最後の1棟、1基まで実施すること。
 - ② 交換改修に関して、所有者等の意向を十分に把握し、誠意をもって真摯に対応すること。
 - ③ 交換改修の具体的な方法、体制、スケジュール等について所有者等に示すこと。

- ④改修が完了するまで、所有者等が抱く不安に真摯に対応すべく、社内に常設の専用窓口を継続して設置すること。
 - ⑤免震材料の交換改修における所有者、工事施工者、設計者等の各関係者の役割を正しく認識し、それらの者と調整の上、それらの者が役割を着実に果たせるよう実施体制を整えること。
- (2) 国土交通省は、東洋ゴム工業(株)に対して求めた交換改修の取組みが確実に実施されているかどうか、継続的に監視・指導を行う。
- さらに、東洋ゴム工業(株)による免震材料の不正事案に係る建築物に関して、所有者等が建築・法律の専門家に相談できる体制を第三者機関に整備しているところであるが、引き続き、当該相談体制の円滑な運用について支援する。

3. 東洋ゴム工業(株)における再発防止策について

- (1) 東洋ゴム工業(株)に対し、同社が6月23日に公表した改善措置と再発防止策について、次のことに留意して確実に履行することを求める。
- ① 社内で起きた問題に対して真摯に向き合う文化の育成と浸透を図ること。
 - ② 顧客に向き合い、顧客の視点に立ってものづくりに携わること。
 - ③ 再発防止策を形骸化させず、実質的に機能させ続けること。
 - ④ 再発防止策の全般にわたり外部に対して継続的に「見える化」を行い、社会に対する説明責任を果たすこと。
具体的には、少なくとも次の措置を講ずること。
 - ・再発防止策の対応状況について常に外部に見える形で情報提供すること。
 - ・再発防止策のタイムスケジュールが示されていないものについては明確化すること。
 - ・顧客への説明を含め品質管理に関する具体的な取組みを公開すること。
 - ⑤ 免震建築物の専門家による技術指導を受けるなど、適切な知識を有する技術者を育成すること。
- (2) 国土交通省は、抜き打ちによる立入検査の実施などを通じ、東洋ゴム工業(株)において適切な生産体制・品質管理体制の構築・維持が図られるよう取り組む。